

コンパクトシティ形成支援事業

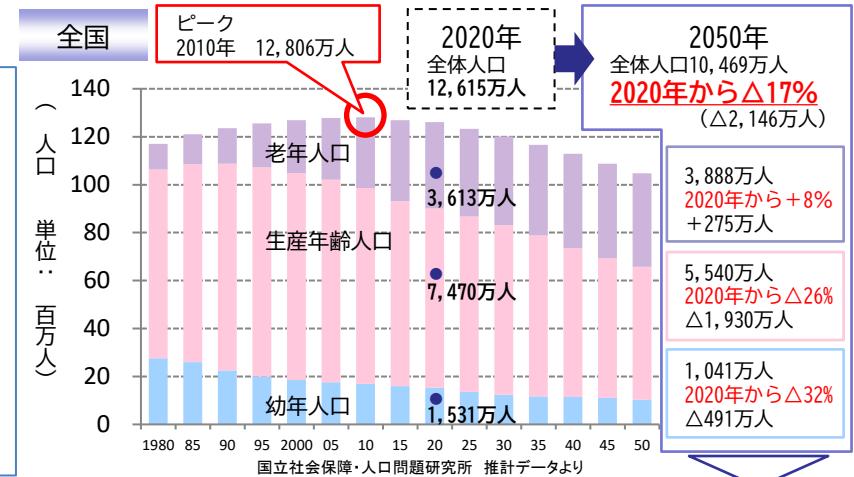
- 全国的な人口減少に対応した都市構造の実現を目指すため、立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、各種事業支援を実施。
- 併せて、立地適正化計画の実効性を高めていくため、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、都道府県を含めた市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要であることから、広域的な取組への支援を実施。

補助メニュー

計画策定の支援

内容① : 立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画の策定
対象 : 地方公共団体等
補助率 : 1/2 (人口10万人未満、かつ、人口減少率20%以上の小規模自治体は550万円まで定額)

内容② : 広域的な立地適正化の方針、複数市町村による立地適正化計画の策定
対象 : 地方公共団体等
補助率 : 1/2 (共同作成する場合で人口10万人未満、かつ、人口減少率20%以上の小規模自治体を含む際は、当該自治体数により定額補助、超えた分を更に1/2)
都道府県が広域的な立地適正化の方針を作成する場合は、補助率1/2



コーディネート支援

内容 : まちづくりに関する専門家の活用等
対象 : 地方公共団体と民間事業者等
補助率 : 1/2、1/3

誘導施設等の移転促進支援

内容 : 誘導施設等の除却処分等
対象 : 地方公共団体と民間事業者等
補助率 : 1/2、1/3

居住機能の移転に向けた調査支援

内容 : 誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等
対象 : 地方公共団体と民間事業者等
補助率 : 1/2 (上限500万円/年)

人口減少に対応した持続可能な都市構造の実現を支援

